大阪大学グローバルビレッジ津雲台駐車場・駐輪場取扱要領

（概要）

第１　この要領は、グローバルビレッジ津雲台にかかる駐車場および駐輪場（自転車・原動機付自転車・自動二輪車）（以下「駐車場等」という。）の取扱いについて、定めるものである。

（設置台数）

第２　設置台数は以下のとおりとする。なお、以下の設置台数のうち、グローバルビレッジ津雲台教職員宿舎（独身用（医病））入居者の使用数については別途財務部資産管理課と医学部附属病院が協議のうえ決定するものとする。

名称	台数
駐車場	１３０台
駐輪場（自転車）	６４８台
駐輪場（原動機付自転車）	７２台
駐輪場（自動二輪車）	３５台

（貸与資格者）

第３　駐車場等の貸与資格者は、以下のとおりとする。

（１）駐車場

グローバルビレッジ津雲台教職員宿舎（以下「教職員宿舎」という。）入居者及びグローバルビレッジ津雲台寮（以下「学寮」という。）に居住する大学院学生

（２）駐輪場　（自転車・原動機付自転車・自動二輪車）

教職員宿舎入居者及び学寮入居者

（貸与申請）

第４　駐車場等の貸与を希望する者は、貸与申請書（別紙１）を以下のとおり、提出するものとする。

（１）教職員宿舎（独身用（医病）を除く。）入居者

①入居時に申請する際は、居室にかかる貸与申請書と併せて財務部資産管理課に提出する。

②入居開始後に申請する際は、特別目的会社（以下「SPC」という。）を通じ財務部資産管理課に提出する。

（２）教職員宿舎（独身用（医病））入居者

①入居時に申請する際は、居室にかかる貸与申請書と併せて医学部附属病院管理課に提出する。

②入居開始後に申請する場合は、SPC を通じ財務部資産管理課に提出する。

（３）学寮入居者

①入居時に申請する際は、居室にかかる貸与申請書と併せて外国人留学生にあっては国際部に、日本人学生にあっては教育・学生支援部に提出する。

②入居開始後に貸与を希望する場合は SPC を通じ、財務部資産管理課に提出する。

（貸与承認）

第５　駐車場等にかかる貸与承認手続き及びそれに伴う保管場所の選定は、財務部資産管理課にて行う。また、貸与承認を受けた者には以下のとおり承認通知を行う。

（１）駐車場

貸与承認書（別紙１－１）に保管場所番号を記載のうえ交付する。

（２）駐輪場

貸与承認書（別紙１－２）に保管場所番号を記載のうえ交付するとともに自転車、原動機付自転車、自動二輪車に貼付する承認ステッカー（別紙２）を交付する。貸与承認を受けた者は貸与期間中、車両後輪の泥除け等見えやすい場所に当該ステッカーを貼付するものとする。

（貸与条件）

第６　駐車場等の利用については、以下のとおり定める。

（１）被貸与者は、善良な管理者の注意をもって、指定された駐車場等を使用すること。

（２）駐車場等における盗難、損傷等の事故により、被貸与者が受けた損害については、本学は一切その責任を負わないものとする。

（３）被貸与者は、本学が教職員宿舎及び学寮の維持管理のため、工事等により一時的に駐車場等の指定保管場所の明け渡しを要求した場合は、これに従うこと。

（４）駐車場等の貸与承認を受けた者は、専用開始日から１０日以内に指定保管場所に承認を受けたものを保管すること。なお、当該保管期限までに保管しないときは、承認を取り消すことがある。

（明け渡し）

第７　駐車場等の貸与を解除したい場合は、解除希望日の１か月前までに明渡届出書（別紙３）を SPC を通じ、財務部資産管理課に提出するものとする。

（貸与可能期間）

第８　駐車場等の貸与可能期間は、貸与承認を受けた日から教職員宿舎退去日又は学寮退寮日

までの間とする。

（保管場所の変更）

第９　駐車場等の保管場所の変更を希望する場合は、明渡届出書（別紙３）にて保管場所を明け渡したのち、貸与申請書（別紙１）にて、再度申請するものとする。なお、保管場所の変更は、正当な理由がある場合に限る。

（自動車の変更）

第１０　駐車場の被貸与者は、承認を受けた自動車に変更が生じる場合には、駐車場を明け渡すこととし、速やかに明渡届出書（別紙３）を SPC を通じ、財務部資産管理課に提出するものとする。なお、駐車場の貸与を希望する場合は、再度貸与申請書（別紙１）にて、申請するものとする。

（使用料）

第１１　使用料は月額とし、金額は以下のとおりとする。なお、駐車場に限り新たに貸与を受け、またはこれを明け渡した場合におけるその月分の使用料は日割りにより計算した額とする。

名称	月額使用料（円・税込）
駐車場	8,000
駐輪場（自転車）	500
駐輪場（原動機付自転車）	1,000
駐輪場（自動二輪車）	1,500

（使用料の徴収）

第１２　使用料の徴収は以下のとおり行う。

（１）教職員宿舎入居者

給与から控除を行う（原則、常勤職員は当月、非常勤職員は次月支給給与から控除）。

（２）学寮入居者

SPC により徴収を行う。

（貸与可能限度枠数）

第１３　駐車場等にかかる１世帯あたりの貸与可能限度枠数は、原則として以下のとおりとす

る。

【駐車場】

区分	種別	貸与可能限度枠数
教職員宿舎	世帯用	１世帯１枠
	単身用	
	独身用	
	独身用（医病）	

【駐輪場】

区分	種別	貸与可能限度枠数
教職員宿舎	世帯用	１世帯３枠まで
	単身用	１世帯１枠
	独身用	
	独身用（医病）	
学寮	-	１世帯１枠

附　則

この要領は、令和２年１２月１日から施行し、令和２年１０月１日から適用する。

附　則

この改正は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第３条にかかる改正は令和３年４月１日から適用する。

附　則

この改正は、令和５年１月１１日から施行する。

グローバルビレッジ津雲台
（自 動 車 の 保 管 場 所）貸 与 申 請 書

大 阪 大 学 総 長　殿

年　　月　　日

現　住　所	
所　　属	
氏　　名	
貸与希望日	年　　月　　日

下欄記載の自動車の保管場所の貸与を受けたいので申込みします。なお、自動車保管場所の使用については、善良な管理者の注意をもって使用し、及び指示に反しないことを確約します。

自動車のメーカー名 ・ 車種名		自動車登録番号	
自動車の所有者		（本人との続柄）	
自動車の使用者		（本人との続柄）	

（注）添付書類　　自動車検査証(写)
：但し、自動車の購入や買い換え等により添付が出来ない場合は、入手次第、遅滞なく写しを提出願います。

※駐車位置に特段の配慮が必要な場合はこちらに理由を御記載ください。
（例：車いす使用のため身障者用スペースを希望）

申請書に記載された個人情報はグローバルビレッジ津雲台管理運営のため、グローバルビレッジ津雲台管理運営会社へ提供します。但し、個人情報は適正に管理し、上記の目的以外には使用しません。

グローバルビレッジ津雲台
（自 動 車 の 保 管 場 所）貸 与 承 認 書

年　　月　　日

大 阪 大 学 総 長

上記申請に対し、下記のとおり自動車保管場所の貸与を承認します。

記

保　管　場　所　の　所　在　地		施　設　名　・　戸　　番
		グローバルビレッジ津雲台
指 定 保 管 場 所	第　　番枠	号室
専 用 開 始 日	保管場所に係る月額使用料	備　　考
年　　月　　日	円	裏面の貸与条件参照

管理人氏名	

グローバルビレッジ津雲台（駐輪場）貸 与 申 請 書

大 阪 大 学 総 長　殿

年　　月　　日

現　住　所	
所　　属	
氏　　名	
貸与希望日	年　　月　　日

下欄記載の駐輪場の保管場所の貸与を受けたいので申込みします。なお、駐輪場の使用については、善良な管理者の注意をもって使用し、及び指示に反しないことを確約します。

※貸与を希望するものに☑をつけてください。

□自転車（500円/月・税込）

□原動機付自転車（1,000円/月・税込）

□自動二輪車（1,500円/月・税込）

※駐輪位置に特段の配慮が必要な場合はこちらに理由を御記載ください。

申請書に記載された個人情報はグローバルビレッジ津雲台管理運営のため、グローバルビレッジ津雲台管理運営会社へ提供します。但し、個人情報は適正に管理し、上記の目的以外には使用しません。

グローバルビレッジ津雲台（駐輪場）貸 与 承 認 書

年　　月　　日

大 阪 大 学 総 長

上記申請に対し、下記のとおり駐輪場の貸与を承認します。

記

区　　分	保管場所
自　転　車	第　　号枠
原動機付自転車	第　　号枠
自動二輪車	第　　号枠

管理人氏名	

別紙2

自転車

原動機付自転車

自動二輪車

サイズ:いずれも 30mm×60mm程度

別紙3−1

駐 車 場 明 渡 届 出 書

年　　月　　日

大 阪 大 学 総 長 殿

所　　属	
氏　　名	

年　　月　　日をもって下記の駐車場を明け渡すことを届け出ます。

記

被貸与者記載事項

部屋番号	号室
指定保管場所	第　　番枠

管理人記載事項

連 絡 事 項	
管理人氏名	

別紙3-2

駐 輪 場 明 渡 届 出 書

年　　月　　日

大 阪 大 学 総 長 殿

所　　属	
氏　　名	

年　　月　　日をもって下記の駐輪場を明け渡すことを届け出ます。

記

被貸与者記載事項

指定保管場所	第		番枠
	第		番枠
	第		番枠

管理人記載事項

連 絡 事 項	
管理人氏名	